

審議事項（５） - ２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

四半期財務諸表における法人税等の簡便な計算方法について

(現行の中間(連結)財務諸表作成基準に定める簡便法の計算方法)

四半期会計期間に係る税金費用については、四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法。

(見積実効税率の算定方法)

簡便法において用いられる見積実効税率は、原則として、以下のように予想年間税金費用(予想年間税引前当期純利益の額と予想年間課税所得の額との差異のうち、一時差異等に該当しない差異に係る税金費用を含む。)を予想年間税引前当期純利益で除して算定した税率による。この場合、前期末において繰延税金資産を計上しなかった重要な一時差異等がある場合(例えば、税務上の繰越欠損金があり、それに対する繰延税金資産を前期末において計上していなかった場合)で当期又は将来に繰延税金資産が回収可能となったときには、当該見積実効税率の算定に当たり、繰延税金資産として計上していなかった税金の回収見込額を下記の算式の分子の額から控除するものとする。

$$\text{見積実効税率} = \text{予想年間税金費用(注)} / \text{予想年間税引前当期純利益}$$

(注) 予想年間税金費用

$$= (\text{予想年間税引前当期純利益} \pm \text{一時差異等に該当しない差異}) \times \text{法定実効税率} - \text{税額控除}$$

一時差異に該当しない差異 : 税務上の交際費の損金参入限度超過額、損金不算入の罰科金、受取配当金の益金不算入額のように、税引前当期純利益の計算において、費用又は収益として計上されるが、課税所得の計算上は、永久に損金又は益金に算入されない項目。これらの項目は、将来、課税所得の計算上は加算又は減算させる効果をもたないため、一時差異等には該当せず、税効果の対象にはならない。

見積実効税率の計算

予想年間税引前当期純利益	30,000 百万円	
交際費の損金不算入額	2,000 百万円	
受取配当金の益金不算入額	1,000 百万円	
寄付金の損金不算入額	<u>300 百万円</u>	
補正後税引前当期純利益	31,300 百万円	(= + - +)
法定実効税率	40%	
予想年間税金費用(税額控除考慮前)	12,520 百万円	(= ×)
税額控除	1,200 百万円	
予想年間税金費用(税額控除考慮後)	11,320 百万円	(= -)
見積実効税率	37.7%	(÷)

審議事項（５） - ２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

(論点１) 現行の中間(連結)財務諸表作成基準に定める簡便法よりも簡便な方法(原則法の簡便法も含む)の採用を容認する必要があるかどうか。

(第１案) 必要あり。

(理由) 45 日以内での開示を前提にすると、東証の手引きでの取扱いも参考にして、経済的実態の開示をゆがめない範囲で、より簡便な方法が認められるべきである。

<より簡便な方法>

四半期損益計算書の税引前当期純利益に、年間予測税率(一時差異以外の申告調整項目のうち重要なものだけを加味し、中間財務諸表の簡便法での見積実効税率よりも簡便な方法で算出)を乗じた税金費用を計上する方法

例えば、P1 の設例で寄附金の損金不算入額を重要でないとした場合

予想年間税引前当期純利益	30,000 百万円	
交際費の損金不算入額	2,000 百万円	
受取配当金の益金不算入額	<u>1,000 百万円</u>	
補正後税引前当期純利益	31,000 百万円	(= + -)
法定実効税率	40%	
予想年間税金費用(税額控除考慮前)	12,400 百万円	(= ×)
税額控除	1,200 百万円	
予想年間税金費用(税額控除考慮後)	11,200 百万円	(-)
見積実効税率	37.3%	(÷)

年間予測税率として法定実効税率を用いる方法。

試験研究費の総額に係る税額控除制度の導入等により法人税等の負担率がかなり低下している企業が多いと思われるので、もともと最終的な負担率と法定実効税率があまり差異のない企業しか採用できないと考えられる。

[法定実効税率を用いる場合。]

- * 年間予測税率は算定しないが、仮に算定した場合、次のようなタイプの企業は、永久差異、税額控除に重要性がないものと考えられ、結果的に法人税等の税引前当期純利益に対する負担率と法定実効税率との差異が小さいことが予測されるため、法定実効税率を採用することができるものと考えられる。

審議事項（５） - ２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

予想年間税引前当期純利益	30,000 百万円	
交際費の損金不算入額	200 百万円	
受取配当金の益金不算入額	<u>100 百万円</u>	
補正後税引前当期純利益	30,100 百万円	(= + -)
法定実効税率	40%	
予想年間税金費用 (税額控除考慮前)	12,040 百万円	(= ×)
税額控除	100 百万円	
予想年間税金費用 (税額控除考慮後)	11,940 百万円	(= -)
見積実効税率	39.8%	(÷)

〔法定実効税率を採用することができない場合〕

- * 次のようなタイプの企業は、永久差異、税額控除に重要性があると考えられ、結果的に法人税等の税引前当期純利益に対する負担率と法定実効税率との差異が大きくなることが予測される。

予想年間税引前当期純利益	30,000 百万円	
交際費の損金不算入額	1,000 百万円	
受取配当金の益金不算入額	2,000 百万円	
寄付金の損金不算入額	<u>300 百万円</u>	
補正後税引前当期純利益	29,300 百万円	(= + - +)
法定実効税率	40%	
予想年間税金費用 (税額控除考慮前)	11,720 百万円	(= ×)
税額控除	1,700 百万円	
予想年間税金費用 (税額控除考慮後)	10,020 百万円	(= -)
見積実効税率	33.4%	(÷)

の簡便な方法による場合であっても、繰延税金資産の回収可能性の判断については、重要な変化が生じた場合に、取崩の要否を検討する。

原則法を採用しながら加減算、税額控除などの調整項目を重要なものだけに限る方法、については現行実務でも採用されているのではないか。

(第２案) 必要なし。

(理由)

- ・簡便法の範囲を広げると一定の基準を設けなければ、さまざまな算出方法が出てくる可能性がある。

審議事項（５） - ２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

- ・見積実効税率は、ある程度、事前に算定できると思われる。
- ・海外（IAS、米国）は、日本でいうところの簡便法が原則である。

（論点２）繰延税金資産の回収可能性の判断について

（第１案）繰延税金資産の回収可能性の判断を実施する。

（理由）現在の中間財務諸表の作成過程では実施している。

（第２案）繰延税金資産の回収可能性の判断については、重要な変化が生じた場合に、取崩の要否を検討する（原則は、従来どおり実施するが、実績などが前期末の計画どおりに推移しているような場合には簡便化することも認める趣旨）。なお、この場合でも、経済的実態の開示をゆがめないために、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断基準に関する監査上の取扱い」の例示区分に応じた区分適用を前提とする必要があると思われる。

（理由）繰延税金資産の回収可能性の判断についても、開示の適時性・迅速性の観点から、一部簡略な手続を認める必要がある。

（参考）

現行の中間財務諸表制度における簡便法による繰延税金資産の回収可能性の判断

簡便法では、四半期決算時点における一時差異等を個別に把握しないため、繰延税金資産の回収可能性については、中間決算日時点で前期末時点の残高について判断し、回収見込額を見直す必要があれば、予想年間税金費用に反映させ、見積実効税率の修正を通じて、中間会計期間を含む当期以降の回収見込額を中間貸借対照表上に計上する。（四半期財務諸表制度においても同様の取扱いになると考えられる。）

監査委員会報告第66号繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い

平成11年11月9日

日本公認会計士協会

１．はじめに

我が国における税効果会計は、平成10年10月30日付けで公表された企業会計審議会の意見書及びこれに伴って改正された財務諸表等規則等並びに日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）が公表した実務指針等を受けて、平成11年4月1日以後開始する事業年度から、全面的に適用されることとなるとともに、平成11年4月1日以後に提出された有価証券報告書等に記載された財務諸表等及び平成11年1月1日以後到来した決算期に関する計算書類から、既に一部早期適用が実施されている状況にある。しかしながら、「資産負債法」を前提とした税効果会計は、我が国においては初めて導入された会計制度であるため、実務上での適用に当たり、当協会にも多くの質問が寄せられている。その中でも、繰延税金資産の回収可能性に対する考え方や実務上の判断についての質問が特に多く見受けられる。そこで、本報告は、平成11年4月1日以後開始する事業年度における税効果会計の全面適用に当たり、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、監査上留意すべき事項を実務指針として取りまとめたものである。

２．繰延税金資産の回収可能性に関する監査上の基本的考え方

現在の我が国の法人税制の下では、税効果会計を適用した場合、一般的には将来加算一時差異が認識されるケースよりも、将来減算一時差異が認識されるケースの方が多い。この将来減算一時差異について繰延税金資産を計上できるか否かの検討に当たっては、当該資産が将来の税金負担額を軽減する効果を有するか否かについての判断が極めて重要となる。これは、税務上の繰越欠損金等について繰延税金資産を計上する場合も同様である。この判断を適切に行うためには、将来の課税所得の十分性やタックスプランニングの存在等について、監査上慎重な検討が必要であるが、これらはいずれも将来事象の予測や見積りに依存することとなるため、その客観性を判断することが困難な場合が多い。

また、繰延税金資産については、商法上配当制限の定めがないため、その回収可能性を十分に検討する必要がある。以上の状況から、監査人は、繰延税金資産については、一般的に監査上の危険性が高いことを十分に認識しておかなければならない。したがって、将来減算一時差異又は税務上の繰越欠損金等が、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると見込まれる場合にのみ監査上繰延税金資産の回収可能性があるかと判断することができ、それ以外の場合には、繰延税金資産の回収可能性があるかと判断することはできないことに留意する必要がある。

また、過年度に計上した繰延税金資産についても、その回収可能性を每期見直し、将来の

税金負担額を軽減する効果を有していると思われなくなった場合には、過大となった金額を適時に取り崩すことに留意する必要がある。

３．繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順

繰延税金資産の回収可能性の判断要件については、当協会の会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）の第21項に示されており、そこでは、収益力に基づく課税所得の充分性、タックスプランニングの存在及び将来加算一時差異の充分性により繰延税金資産の回収可能性を判断することとされている。その判断要件の具体的適用手順については、次のとおりとなる。

期末における将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングを実施する。

期末における将来加算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングを実施する。

将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額とを、各解消見込年度ごとに相殺する。

で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を解消見込年度を基に、その税務上認められる欠損金の繰戻及び繰越期間（以下「繰戻・繰越期間」という。）内の将来加算一時差異（で相殺後）の解消見込額と相殺する。

以上の手順によっても残る将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を将来年度の課税所得の見積額（タックスプランニングによる課税所得の発生見込額を含む。）と、解消見込年度ごとに相殺する。

で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を解消見込年度を基に、その繰戻・繰越期間内の課税所得の見積額（で相殺後）と相殺する。

以上 から の手順の結果、相殺し切れなかった将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、その回収可能性がないと判断され、繰延税金資産から控除されることとなる。我が国においては、将来加算一時差異の金額が将来減算一時差異の金額を下回るケースが多いことが見込まれるため、繰延税金資産の回収可能性を判断する上では、前述 及び における課税所得の見積額の妥当性の判断が重要となる。

また、期末に税務上の繰越欠損金がある場合は、その繰越期間内にわたって将来加算一時差異の解消見込額及び課税所得の見積額を限度として、それに係る繰延税金資産を計上することとなるが、この場合も将来減算一時差異と同様に課税所得の見積額による回収可能性の判断が重要となる。

なお、将来加算一時差異が重要でない会社の場合には、繰延税金の回収可能性を判断するに当たって、前述 から の手順に従った方法によるほか、各年度ごとに、将来加算一時差異の解消見込額と課税所得の見積額を合計して、将来減算一時差異の各年度の解消見込額と比較し、判断することも、実務上は妥当なものとして取り扱う。

４．スケジュールリングが不能な一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性に関する判断指針

一時差異は、通常、次の種類に区分できる。

将来の一定の事実が発生することによって、税務上損金又は益金算入の要件を充足することが見込まれる一時差異

会社による将来の一定の行為の実施についての意思決定又は実施計画等の存在により、税務上損金又は益金算入の要件を充足することが見込まれる一時差異これらの一時差異について、期末に、将来の一定の事実の発生が見込めないこと又は会社による将来の一定の行為の実施についての意思決定又は実施計画等が存在しないことにより、税務上損金又は益金算入の要件を充足することが見込めない場合には、当該一時差異は、税務上の損金又は益金算入時期が明確でないため、スケジュールリングが不能な一時差異となる。このようなスケジュールリングが不能な一時差異のうち、将来減算一時差異については、原則として、税務上の損金算入時期が明確となった時点で、その回収可能性の判断に基づき繰延税金資産を計上できるものとする。ただし、期末において損金算入時期が明確でない将来減算一時差異についても、例えば、貸倒引当金等のように、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積ったものであるが、その損失の発生時期を個別に特定し、スケジュールリングすることが実務上困難な場合には、過去の損金算入実績に将来の合理的な予測を加味した方法等により、合理的にスケジュールリングが行われている限り、スケジュールリングが不能な一時差異とは取り扱わない。

また、将来解消見込年度のスケジュールリングが不能な将来加算一時差異については、将来減算一時差異の解消見込年度との対応ができないため、繰延税金資産の回収可能性の判断に当たって、当該将来加算一時差異を将来減算一時差異と相殺できないことに留意する必要がある。ただし、固定資産圧縮積立金等の将来加算一時差異は、会社が必要に応じて当該積立金等を取り崩す旨の意思決定を行えば、将来減算一時差異と相殺することが可能となる。

５．将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性の判断指針

前述したとおり、我が国においては、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等に係る繰延税金資産の回収可能性は、多くの場合、将来年度の会社の収益力に基づく課税所得によって判断することになる。しかしながら、将来年度の会社の収益力を客観的に判断することは実務上困難な場合が多い。そこで、本報告では、会社の過去の業績等の状況を主たる判断基準として、将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を判断する場合の指針を示すこととした。

(1) 将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を過去の業績等に基づいて行う場合の判断指針過去の業績等に基づいて、将来年度の課税所得の見積額による繰

審議事項（５） - ２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

延税金資産の回収可能性を判断する指針としては、以下の例示区分に応じた取扱いによるものとする。ただし、それぞれの例示区分に直接該当しない場合であっても、それぞれの例示区分の趣旨を斟酌し、会社の実態に応じて、それぞれの例示区分に準じた判断を行う必要がある。

期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等
期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期（当期及びおおむね過去３年以上）計上している会社等で、その経営環境に著しい変化がない場合には、通常、当該会社が、将来においても一定水準の課税所得を発生させることが可能であると予測できる。したがって、そのような会社については、一般的に、繰延税金資産の全額について、その回収可能性があるかと判断できる。

なお、この場合には、前述４．のスケジュールリングが不能な将来減算一時差異についても、将来スケジュールリングが可能となった時点で課税所得が発生する蓋然性が高いため、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産については回収可能性があるかと判断できるものとする。

業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等
過去の業績が安定している会社等の場合、すなわち、当期及び過去（おおむね３年以上）連続してある程度の経常的な利益を計上しているような会社の場合には、通常、将来においても同水準の課税所得の発生が見込まれる。したがって、そのような会社については、一時差異等のスケジュールリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できるものとする。

業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等
過去の業績が不安定な会社等の場合、すなわち、過去の経常的な損益が大きく増減しているような会社の場合には、通常、過去の業績等により長期にわたり安定的な課税所得の発生を予測することができない。したがって、そのような会社については、将来の合理的な見積可能期間（おおむね５年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジュールリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できるものとする。

重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等
期末において重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社、過去（おおむね３年以内）に重

審議事項（５） - ２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実があった会社、又は当期末において重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる会社の場合には、通常、将来の課税所得の発生を合理的に見積ることは困難と判断される。したがって、そのような会社については、原則として、翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる場合で、かつ、その範囲内で翌期の一時差異等のスケジュールリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるとは判断できるものとする。

また、過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が期末に存在する会社について、翌期末において重要な税務上の繰越欠損金の発生が見込まれる場合には、期末において重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社と同様に取り扱うこととする。ただし、前述の場合においても、重要な税務上の繰越欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が、例えば、事業のリストラチャリングや法令等の改正などによる非経常的な特別の原因により発生したものであり、それを除けば課税所得を每期計上している会社の場合には、将来の合理的な見積可能期間（おおむね５年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジュールリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるとは判断できるものとする。

過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社等

過去（おおむね３年以上）連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社で、かつ、当期も重要な税務上の欠損金の計上が見込まれる会社の場合には、通常、将来の課税所得の発生を合理的に見積ることができないと判断される。したがって、そのような会社については、原則として、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等に係る繰延税金資産の回収可能性はないものと判断する。

また、債務超過の状況にある会社や資本の欠損の状況が長期にわたっている会社で、かつ、短期間に当該状況の解消が見込まれない場合には、これと同様に取り扱うものとする。

(2) 将来解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱い

退職給与引当金（退職給付引当金）や建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異のように、スケジュールリングの結果、その将来解消年度が長期となる将来減算一時差異については、企業が継続する限り、長期にわたるが将来解消され、将来の税金負担額を軽減する効果を有する。これらの将来減算一時差異に関しては、前述(1)の例示区分に応じ以下のように取り扱う。及び の会社の場合には、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、その回収可能性があるとは判断できるものとする。及び のただし書の会社の場合には、通常、合理的な見積り可能期間とされる期間（おおむね５年）を超えた年度であっても、当期末における当該一時差異の最終解消年度までに解消されると見込まれる将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、その回収可能性があるとは判断できるものと

する。

(ただし書の場合を除く。)の会社の場合には、前述(1)と同様に、翌期における解消額について、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、その回収可能性があるかと判断できるものとする。の会社の場合には、原則として、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、その回収可能性はないものと判断する。

また、債務超過の状況にある会社や資本の欠損の状況が長期にわたっている会社で、かつ、短期間に当該状況の解消が見込まれない場合にも、これと同様に取り扱うものとする。

(3)将来年度の課税所得を合理的に見積る際の留意事項

収益力に基づく課税所得の十分性を根拠に繰延税金資産を計上する場合は、会社によって将来の業績予測が作成されていなければならない。将来の業績予測は、事業計画や経営計画又は予算編成の一部等その呼称は問わないが、原則として、取締役会や常務会等(以下「取締役会等」という。)の承認を得たものであることが必要である。ただし、取締役会等の承認を得たものであっても、会社の現状の収益力等を勘案し、明らかに合理性を欠く業績予測であると認められる場合には、適宜その修正を行った上で課税所得を見積る必要があることに留意する。

なお、会社による将来年度の課税所得の見積額の妥当性の検証に際しては、当協会の監査基準委員会報告書第13号(中間報告)「会計上の見積りの監査」に準拠して、その合理性を確かめる必要がある。

また、将来の課税所得の合理的な見積可能期間(おおむね5年)は、個々の会社の業績予測期間、業績予測能力、会社の置かれている経営環境等を勘案した結果、5年以内のより短い期間となる場合がある。その場合には、この短い期間を合理的な見積可能期間とする必要があることに留意する。

6. タックスプランニングの実現可能性に関する判断指針

(1)タックスプランニングに係る実現可能性の前提

「実務指針」の第21項(2)では、「将来減算一時差異の解消年度及び繰戻・繰越期間又は繰越期間に含み益のある固定資産又は有価証券を売却する等、課税所得を発生させるようなタックスプランニングが存在すること」が繰延税金資産の回収可能性の判断要件として掲げられている。タックスプランニングに基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する場合には、資産の含み益等の実現可能性を判断することが必要である。資産の含み益等の実現可能性を判断するに当たっては、当該資産の売却等に係る会社としての意思決定の有無及び実行可能性、並びに売却される当該資産の含み益等に係る金額の妥当性を検討する必要がある。

(2)資産の含み益等の実現可能性に係る監査上の判断

審議事項（５） - ２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

タックスプランニングに基づいた課税所得の発生見込額は、将来の課税所得の見積額を構成するため、前述５．(1)将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を過去の業績等に基づいて行う場合の判断指針における例示区分に対応し、それぞれ以下のように取り扱う。

期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等
期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社の場合には、一般的には、タックスプランニングに基づいた課税所得の発生見込額を将来の課税所得の見積額に織り込んで繰延税金資産の回収可能性を判断する必要はない。

業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等

以下の(ア)及び(イ)を満たす場合は、タックスプランニングに基づいた課税所得の発生見込額を、将来の課税所得の見積額に織り込むことができるものとする。

(ア)資産の売却等に係る意思決定の有無及び実行可能性

資産の売却等に係る意思決定が、取締役会等で承認された事業計画や方針等で明確となっており、かつ、資産の売却等に経済的合理性があり、実行可能である場合

(イ)売却される資産の含み益等に係る金額の妥当性

売却される資産の含み益等に係る金額が、契約等で確定している場合又は契約等で確定していない場合でも、例えば、有価証券については期末の時価、不動産については期末前おおよそ１年以内の不動産鑑定評価額等の公正な時価によっている場合

業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等

以下の(ア)及び(イ)を満たす場合は、タックスプランニングに基づいた課税所得の発生見込額を、将来の合理的な見積可能期間（おおむね５年）内の課税所得の見積額に織り込むことができるものとする。

(ア)資産の売却等に係る意思決定の有無及び実行可能性

将来の合理的な見積可能期間（おおむね５年）内に資産の売却等を行うという意思決定が、取締役会等で承認された事業計画や方針等で明確となっており、かつ、資産の売却等に経済的合理性があり、実行可能である場合

(イ)売却される資産の含み益等に係る金額の妥当性

前述（イ）と同様の場合

重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等

原則として、以下の(ア)及び(イ)を満たす場合には、タックスプランニングに基づいた課税所得の発生見込額を翌期の課税所得の見積額として織り込むことができるものとする。

審議事項（５） - ２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

(ア)資産の売却等に係る意思決定の有無及び実行可能性

売却等に係る意思決定が、取締役会等の承認、決裁権限者による決裁又は契約等で明確となっており、確実に実行されると見込まれる場合

(イ)売却される資産の含み益等に係る金額の妥当性

前述 (イ)と同様の場合

ただし、重要な税務上の繰越欠損金等が非経常的な特別の原因により発生したものであり、それを除けば課税所得を毎期計上している会社の場合には、前述と同様に取り扱うこととする。

過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社等

原則として、繰延税金資産の回収可能性をタックスプランニングに基づいて判断することはできないものとする。ただし、税務上の繰越欠損金を十分に上回るほどの資産の含み益等を有しており、かつ、前述の(ア)及び(イ)を満たす場合にのみ、タックスプランニングに基づいた課税所得の発生見込額を翌期の課税所得の見積額として織り込むことができるものとする。

７．重要性の乏しい連結子会社等における繰延税金資産の回収可能性の判断指針

連結財務諸表を構成する連結子会社及び持分法適用会社における繰延税金資産の回収可能性の判断は、原則として、前述５．(1)及び(2)に基づいて行うこととなる。しかし、企業規模が小さく、税効果会計の連結財務諸表に与える影響額の重要性が乏しい連結子会社等の場合における繰延税金資産について、例えば、簡便的に当該会社の期末の一時差異等の合計額と過去５年間の課税所得の合計額のいずれか少ない額に法定実効税率を乗じた額を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるとして判断できるものとする。

８．経営者確認書の入手

将来年度の課税所得の見積額の合理性、タックスプランニングの実現可能性及び一時差異等のスケジュールリングの合理性について、監査人が必要と認めた場合には、経営者による確認書に記載を求めるものとする。

９．適用時期

本報告は、平成12年3月31日以後終了する連結会計年度、事業年度、中間連結会計期間及び中間会計期間に関する監査から適用する。

以上

会計制度委員会報告第11号 中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針

14. 簡便法により計算した中間会計期間における税金費用は、中間損益計算書上一括して記載するとともにその旨を注記する（中間財務諸表等規則第52条第2項）。また、中間貸借対照表計上額は、未払法人税等その他適当な名称を付した科目により、貸方残高の場合は流動負債の区分に、借方残高の場合は流動資産の区分に一括表示する。

なお、前期末に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債は第8項の「なお書」又は第12項に示す繰延税金資産の回収可能性及び第10項「なお書」又は第12項に示す適用税率の変更による影響額の検討を行った後に中間貸借対照表に引き継ぎ計上することになる。